



東濃西部 消費生活相談のあれこれ

No.130

発行：東濃西部広域行政事務組合

自転車用ヘルメット購入時の注意点について

道路交通法の一部改正により、自転車や電動キックボード等の特定小型原動機付自転車に乗る際には、ヘルメットを着用するよう努力義務が課されました。一方で現在のところ、国内では、乗車用のヘルメットの安全性等に関する公的な規格基準は定められていません。

現在売られているヘルメットには、SG マーク((一財)製品安全協会適合品)、JCF マーク((公財)日本自転車競技連盟適合品)、CE マーク(欧州の規格への適合品)などを表示した商品がある一方で、適合品のマークがないものも販売されています。

国民生活センターでは、ヘルメットの性能を調査し、ヘルメットを選ぶ際には、規格を満たす旨のマーク表示がされているものを選ぶよう呼びかけています。国民生活センターホームページに資料が公表されていますので参考にしてください。(https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20230712_1.html)



こんな相談ありました



自分の銀行口座間で預金を移動させようと振り込み作業をした際、口座番号を間違えて、他人の口座に10万円振り込んでしまった。すぐに銀行に間違えたと伝え「組み戻し」を依頼したが、振込先名義人が承諾しないため銀行では何もできないといわれた。

組み戻しの手続きは、振込先から振り込んだお金を返却してもらおう手続きですが、振込先名義人が承諾しないと返却してもらえません。お金を取り戻すためには、振込先名義人の名前、住所を特定する必要がありますが、個人が個人情報を特定することは難しいため、弁護士などに依頼する必要がありますが費用が掛かります。くれぐれも間違えないようにしましょう。ちなみに、誤振り込みされた側は、それを引き出すと銀行に対する犯罪行為となる可能性があるため、組み戻しを承諾しましょう。

7月の相談件数

新規・継続合計

店舗購入	17件
訪問販売	9件
訪問購入	0件
通信販売	32件
連鎖販売	7件
電話勧誘	5件
送り付け商法	0件
無店舗販売	0件
不明・無関係	5件

*不明・無関係とは、上記分類に含まれないもの。
例えば、架空請求はがき等

消費生活相談窓口のご案内

※原則、相談は住所地の窓口をご利用ください

時間 / 10:00 ~ 16:00

相談 / 原則予約制

相談料 / 無料

予約 / 相談を受けたい窓口

月～金曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課 / 22 - 1134

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課 / 68 - 9748

金曜日 土岐市役所 生活環境課 / 54 - 1111

E-mail 相談 / kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域行政事務組合 消費生活巡回相談事業